【認定申請手数料(法第5条第1項~第7項)】

<u></u>				
区分	住宅1棟あたりの手数料の額(注釈1)			
	新築		増築∙改築∙既存	
住宅の建て方等 全体の住戸数	登録住宅性 能評価機関に より基準適合 が認められた もの(注釈2)	左記以外	登録住宅性 能評価機関に より基準適合 が認められた もの(注釈2)	左記以外
一戸建ての住宅(注釈3)	8,000円	41,000円	12,000円	62,000円
共同住宅等(注釈4) 5戸以内	15,000円	101,000円	23,000円	152,000円
共同住宅等(注釈4) 5戸超え	26,000円	163,000円	40,000円	244,000円

注釈1:申請1件(1戸)あたりの手数料について

共同住宅等(法第5条第4項、第5項又は第7項の規定による認定の申請に係るものを除く)の場合、表の額を申請対象戸数で割った額となります。(100円未満の端数がある場合は切り捨て)

注釈2:登録住宅性能評価機関の審査について

認定申請を行う前に、登録住宅性能評価機関において、認定基準の長期使用構造等の区分(法第6条第1項1号)について技術的審査を受け、認定基準に適合していることを認める旨の書類を添付してください。

注釈3:一戸建ての住宅

住宅以外の用途に供する部分がないもの(規則第4条第1項第1号)

注釈4:共同住宅等

上記の「一戸建ての住宅」以外のもの → 共同住宅、長屋、併用住宅等(規則第4条第1項第2号)

【変更認定申請手数料(法第8条、法第9条)】

- ・認定を受けた計画内容に変更が生じた場合の変更認定申請(法第8条) 認定申請手数料の2分の1の額
- ・譲受人(建売住宅や分譲マンションの購入者)決定時の変更認定申請(法第9条) 1件(1戸)につき 1,700円

【地位の承継の承認申請手数料(法第10条)】

・売買や相続等により所有権や建物の管理権限を承継する場合の承認申請 1件(1戸)につき 1,700円